

草加市児童発達支援センターあおば学園 保育所等訪問支援 利用説明書

あおば学園では、地域の保育所、幼稚園、認定こども園等(以下、保育所等という)に通うお子様を対象に、保育所等訪問支援事業を行っています。利用されるお子様、ご家族、地域の保育所等の施設をトータルして支えていけるよう、全職員で考え、事業提供を行ってまいります。

1. 対象児童について

下記に該当する児童を対象とします。

- (1)利用開始時点で草加市に住所があること。
- (2)通所受給者証をお持ちで、保育所等訪問支援のサービス提供が必要であると認められていること。

2. あおば学園内の体制

以下の職員で、サービス提供を行っています。

訪問支援の担当者は、お子様の様子やご家族の本サービス利用に対するご意向、訪問先のご意向等に合わせ、その都度決定していきます。

【職員体制】

管理者、事務員、児童発達支援管理責任者(以下、児発管)、訪問支援員(言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、臨床心理士・公認心理師、保育士 等)

3. 利用までの流れ

①通所受給者証の取得【保護者】

支給決定機関(草加市の場合:市役所こども政策課)にて申請してください。



②契約面談【保護者・あおば学園】

通所受給者証がお手元に届きましたら、契約することができます。

重要事項説明書に基づき、本サービスの説明を行います。また、お子様の就園、就学先やご家庭での様子、サービス利用にあたってのご意向等をお伺いします。



③個別支援計画の作成【あおば学園・保護者】

新規契約の際には、お伺いしたお子様の様子やご意向、継続利用の場合には、お伺いしたご意向と支援の様子を踏まえて、あおば学園が個別支援計画を作成いたします。保護者に内容説明をさせていただき、ご同意が得られましたら、訪問支援をスタートしていきます。





④訪問支援【あおば学園・訪問先】

あおば学園と所属先の保育園・幼稚園等とで日程調整後、訪問支援員(または児発管)が訪問します。お子様の日常の様子を見学させていただき、現状や目標、過ごし方の工夫などについてのお話もさせていただきます。



⑤面談【保護者・あおば学園】

訪問支援後は、訪問当日のお子様の様子や、先生とお話したことを報告する面談を実施します。

※継続利用の際は、③～⑤を繰り返していきます。

訪問日時は、保護者のご希望と訪問先のご意向を踏まえて調整していきます。ご希望の時期と実際の訪問時期が、多少前後してしまう場合がございます。

4. 留意事項

- (1) 訪問支援当日に、体調不良などで欠席になる場合には、あおば学園にもご連絡をお願いします。
その際は、訪問先と再度日程調整をさせていただくか、場合によっては支援を中止する場合がございます。
- (2) 地震などの自然災害や、台風、大雪等の気象状況、または訪問支援員の体調不良等でサービスの提供が難しい場合は、保護者、並びに訪問先の意向を確認したうえで日程の再調整をさせていただきます。場合によっては、サービス提供を中止させていただく場合がございます。
- (3) 訪問当日や訪問中に自然災害や、お子様の体調不良が発生した場合は、訪問先の手順に沿って対応させていただきます。
- (4) 相談支援事業所や児童発達支援事業所など、お子様に関係する機関とは、保護者の同意の下、必要に応じて連携を図っていきます。
- (5) ご利用料金は、通所受給者証に記載されている負担上限月額に準じています。負担上限金額は、お手元の通所受給者証をご確認ください。また、3歳児～5歳児までの間は、幼児教育・保育の無償化の対象となっています。

その他、ご不明点等ございましたら、いつでもご連絡、ご相談ください。

草加市児童発達支援センターあおば学園
保育所等訪問支援 連絡先

電話 : 048-948-7108

担当 : 熊谷 渡邊